

(様式2)

処分基準 (不利益処分関係)

| | 担当課 | 長寿介護課 | 検索番号 | 3-7 |
|--|-------------------|-------|-------|-----|
| 法令名 | 介護保険法 | 根拠条項 | 第102条 | |
| 不利益処分 | 介護老人保健施設の管理者の変更命令 | | | |
| (根拠規定) | | | | |
| ○介護保険法 (平成9年法律第123号) (変更命令) | | | | |
| 第102条 都道府県知事は、介護老人保健施設の管理者が介護老人保健施設の管理者として不適當であると認めるときは、当該介護老人保健施設の開設者に対し、期限を定めて、介護老人保健施設の管理者の変更を命ずることができる。 | | | | |
| (処分基準) | | | | |
| ○愛媛県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例 (平成24年愛媛県条例第65号) | | | | |
| ○指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準 (平成12年厚生省告示第21号) | | | | |
| ○愛媛県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則 (平成25年愛媛県規則第14号) | | | | |
| ○指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分) 及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について (平成12年老企第40号) | | | | |
| (その他) | | | | |